

熱中症対策強化に係る 改正労働安全衛生規則説明会

を開催しました。

令和7年5月20日、魚津合同庁舎5階会議室において、熱中症対策強化を内容とした改正労働安全衛生規則（令和7年6月1日施行）の説明会を開催しました。

職場における熱中症による労働災害は、ここ数年は増加傾向にあり、特に、死亡災害については、3年連続で30人以上となっています。また、熱中症による死亡災害の原因の多くは、初期症状の放置、対応の遅れが認められます。

本改正では、**熱中症の重症化を防止し、死亡災害に至らせない**よう、熱中症のおそれがある労働者を早期に見つけ、その状況に応じ、迅速かつ適切に対処するための
「体制整備」「手順作成」「関係者への周知」
が義務付けられました。

説明会では、当署署長による改正法の説明のほか、グループ毎に災害事例の原因・対策の検討、各社の取組を共有しました。



グループワークの様子（富山テレビ放送提供）



熱中症から命を守るため、熱中症を生じたおそれがある作業者を**一人きりにしてはいけません！**

【問合せ先】

魚津労働基準監督署

安全衛生課 Tel0765-22-0579



厚生労働省 富山労働局 魚津労働基準監督署